

『マネー・ローンダリング及び
テロ資金供与対策に関するガイドライン
に関するよくあるご質問(FAQ)』
(第1回)

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 渡邊 雅之
TEL: 03-5288-1021
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

関連ウェブリンク

[「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」](#)

[「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問\(FAQ\)」](#)

金融庁マネロン・テロ資金供与対策関連ウェブページ

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

警察庁犯罪収益移転防止対策室(JAFIC):年次報告書・危険度調査書(NRA)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

[『ウォルフスバーグコルレス銀行業務 デューデリジェンス質問票\(CBDDQ\)キャンペーン・ビルディング・ガイダンス』](#)

定義集①

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」

- 「マネー・ローンダリング」とは、犯罪によって得た収益(犯罪により取得した財産を転売するなどして得た収益も含むが、これに限らない。)を、その出所や真の所有者を分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を指す。
- 「テロ資金供与」とは、テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指す。
- FAQ においては、「マネー・ローンダリング」は「マネロン」と表記し、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」は、「マネロン・テロ資金供与」と表記する。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」

- 金融機関等の取組みのモニタリングに当たり、金融当局として、各金融機関等において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方を示すもの。
- FAQ においては「本ガイドライン」と表記する。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

- FAQにおいては「犯収法」と表記する。

定義集②

「Financial Action Task Force(金融活動作業部会)」

- 1989年、アルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合である。マネロン・テロ資金供与の手口を分析し、マネロン・テロ資金供与対策の国際基準(40の勧告)を策定・継続的に強化し、またその履行状況について相互審査を実施するなどの施策を実施している。
- FAQにおいては、「FATF」と表記する。

「犯罪収益移転危険度調査書(National Risk Assessment)」

- 犯罪による収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者を監督する行政庁から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし作成・公表するもの。
- FAQにおいては「NRA」と表記する。

定義集③

「取引フィルタリング」

- 「フィルタリング」という業務は、金融機関が反社会的勢力の排除や経済制裁等法規制に違反する取引を検知、防止、管理するものである。
- 本ガイドライン及びFAQ における「取引フィルタリング」は、取引前やリストが更新された場合等に、反社会的勢力や制裁対象等のリストとの照合等を通じて、反社会的勢力や制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法を意味しており、いわゆるネームスクリーニングという業務も含む概念として用いている。
- なお、「ネームスクリーニング」とは、新規顧客や既存顧客の名義が照合対象となる制裁リストに該当しないかを確認することを念頭に置いているが、本ガイドラインでは、Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理【対応が求められる事項】④及び⑤がこれに対応している。

「コルレス先」

- 「コルレス先」は、次のような関係性を含む概念として用いている。
 - ①Nostro account(当方勘定、ノストロ勘定。銀行間取引で外貨資金の決済を行うために、外国に現地通貨で保有する口座のこと。)を開設している先
 - ②Vostro account(先方勘定、ポストロ勘定。銀行間取引で外貨資金の決済を行うために、相手の銀行が外国に現地通貨で保有する口座のこと。)を開設している先
 - ③RMA(Relationship Management Application: SWIFT において通信を行うために交換するApplication のこと。)を交換して相互にSWIFT ネットワーク上で資金移動の指図・信用状の開設等のメッセージのやり取りを許容し合う関係を構築しているような先

「マネロン担当役員」

- 本ガイドラインⅢ-2「経営陣の関与・理解」【対応が求められる事項】②にいう、「マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者」として任命された役員を意味する。

「経営陣」の定義

I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方

(中略)

金融機関等においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、**経営陣**が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。

【Q】

本ガイドラインにおける「経営陣」の定義とは何ですか。

【A】

- 本ガイドラインにおける「経営陣」とは、**代表権を有する役員のほか、リスク管理、システム投資、事務を含むマネロン・テロ資金供与対策に責任を有する役員や関係する営業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念**ですが、経営陣の範囲やそのあり方等については、金融機関等において、経営トップ等のリーダーシップの下、十分に議論・検討していただくことが重要であると考えます。
- なお、本ガイドラインにいう「**経営陣**」の内訳及びその**責任分担**については、**内部規程等の文書により明確化されることが望ましいもの**と考えます。

経営陣の関与・理解

I-2 金融機関等に求められる取組み

(2) 経営陣の関与・理解

前記の管理態勢の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮するなど、マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。

【Q】

「経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する」とは、いかなる態様が考えられますか。

【A】

- 経営陣による関与については、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けることや、経営陣の責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施することが考えられます。
- なお、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の1つとして位置付けていることの証跡としては、議事録において、報告の内容や経営陣からの指示、コメントが残されていること、ディスクロージャー誌や年次報告書において、マネロン・テロ資金供与リスクを経営上の課題として認識し、リスクに応じた取組みを適切に行っている旨の記載がなされていることなどが考えられます。

送金業務等の委託元金融機関等の義務

I-3 業界団体や中央機関の役割

(中略)

なお、取次・代理等の方法により、中央機関が傘下金融機関等の顧客に係る取引を担っている場合や、業務委託等の方法により、国際的な業務を行っている金融機関等が委託元金融機関等の顧客に係る海外送金等を取り扱っている場合等には、これらの中央機関や金融機関等も必要かつ十分な管理態勢を構築し、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策を講ずることが求められる。

【Q】

「業務委託等の方法により(中略)リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策を講ずることが求められる。」という記載について、受託金融機関等自身の業務を遂行する際における対策と同程度の対策が求められているということでしょうか。委託元金融機関等という第一次的にマネロン・テロ資金供与対策を行う金融機関等が存在することに鑑み、自社における業務より低くても良いと解する余地もあるのでしょうか。それとも、委託元金融機関等は外国送金等を行っていない、あるいは当該分野につき専門性を有しないからこそ業務委託を行っていることからすると、むしろ自社における業務よりも高度の注意義務等が課されると考えるべきなのでしょうか。

【A】

- 送金業務の受付時における送金依頼人・受取人の確認、送金目的の確認やリスクに応じた確認手続等については、第一次的には、委託元金融機関等が実施することになるものと考えられます。委託元金融機関等がこうした確認手続の内容等に関する検討を行うに当たっては、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢について、その業務上のリスクが自らのリスク許容度の範囲内に収まるよう有効な管理が可能かどうかという観点から検討を行う必要があります。
- また、受託する金融機関等は、委託元金融機関等の管理態勢を適切に把握すると共に、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢上、必要な情報を入手する仕組みが構築されている必要があります。必要に応じて、自らの顧客でない委託元の顧客の取引に対しても追加的な照会を行うことを始めとし、取引モニタリング・取引フィルタリング、疑わしい取引の届出、記録保存等のリスクに応じた対応を行うことが考えられます。

「対応が求められる事項」

I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

我が国の金融システムがマネロン・テロ資金供与に利用されず健全にその機能を維持していくことは、極めて重要な課題であり、金融当局としては、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていく。

こうしたモニタリング等を通じて、**本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分である(Q1)**など、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、金融機関等の管理態勢の改善を図る。

また、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、**特定の場面や、一定の規模・業容等(Q2)**を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載している。

【Q1】

「『対応が求められる事項』に係る措置が不十分であるなど」の場合には、行政対応が行われると記載されていますが、法律又は政省令に違反していない場合にも、行政処分を行うこともあるという意味でしょうか。

【A】

- 行政対応は、**業態ごとに定められている法令に基づき、実施するもの**です。
- ご質問の本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」は、当該法令の趣旨に鑑み、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に係る着眼点等を明らかにしたものであり、この点に係る**措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合において、法令に基づき行政対応を行う場合があります。**

【Q2】

「(中略)特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を『対応が期待される事項』として記載している。」という記載がありますが、特定の場面や、一定の規模・業容等の基準はありますか。

【A】

- 前提となる「特定の場面や、一定の規模・業容等」は、個々の「対応が期待される事項」によって異なりますので、具体的に想定している場面や金融機関等の規模・業容等については、各記載事項をそれぞれご参照ください。

リスクベース・アプローチの定義

Ⅱ-1 リスクベース・アプローチの意義

マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを**リスク許容度の範囲内**に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

【Q】

「マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは(中略)リスク許容度の範囲内に」と記載されていますが、具体的に「**リスク許容度の範囲内**」であるとは、どのように考えれば良いのでしょうか。

【A】

- 自らが特定・評価したマネロン・テロ資金供与リスクが、当該金融機関等のリスク管理上許容できる範囲内に収まることを意味します。
- マネロン・テロ資金供与リスクが、当該金融機関等のリスク管理上許容できる範囲内に収まっていることについては、**あらかじめ、リスク管理を含むマネロン・テロ資金供与対策に責任を有する経営陣により承認を受けた上で文書化されていることが求められる**ものと考えます。

リスクの特定:各業態が共通で参照すべき分析・各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方

Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減

Ⅱ-2(1)リスクの特定

(柱書)

(中略)

包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保する必要がある。

なお、検証に際しては、国によるリスク評価の結果を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案することで、**各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方**を十分に踏まえることが重要である。

(中略)

【Q】

「各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方」について、具体例を教えてください。

【A】

- 「各業態が共通で参照すべき分析」とは、例えば、NRA やFATF の公表しているリスクベース・アプローチに関するガイダンス等、いずれの業態においても参照すべきものが考えられます。また、「業態別の分析」は、FATF のセクターごと(銀行、暗号資産等)のガイダンスのほか、例えば、国際機関や海外当局が公表している業態別の分析や業界団体が会員向けに共有・公表している事例集等が考えられます。

リスクの特定：国によるリスク評価の結果等

Ⅱ－2(1)リスクの特定

【対応が求められる事項】①

国によるリスク評価の結果等を勘案しながら(Q1)、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し(Q2)、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること

【Q1】

「**国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、(中略)、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること**」とは具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

- **NRA から読み取ることのできるリスク項目だけでなく、本ガイドラインや本FAQ を参考にしながら、当該金融機関等が提供する商品・サービス、取引形態、直接・間接の取引に係る国・地域、顧客属性等を漏れがないよう包括的に洗い出し、その上で、実務に即して具体的なリスク項目を特定するための検証を行うことが求められます。**
- **なお、NRA や本ガイドラインに加えて、自らのリスクの特定に有用と考えられる資料等(FATF の公表しているリスクベース・アプローチに関するガイダンス等)を参照してマネロン・テロ資金供与リスクを特定することは、リスク管理態勢を整備する上で有益であると考えられますので、NRA 及び本ガイドライン以外の資料等を追加で参照することを否定するものではありません。**

リスクの特定: 包括的かつ具体的な検証

Ⅱ-2(1)リスクの特定

【対応が求められる事項】①

国によるリスク評価の結果等を勘案しながら(Q1)、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを**包括的かつ具体的に検証し(Q2)**、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること

【Q2】

リスクの「**包括的かつ具体的な検証**」とは、どのような方法で行えばいいのでしょうか。

【A】

- 「**包括的かつ具体的な検証**」の方法は、個々の金融機関等によって異なり得ますが、**自らの提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等について、漏れがないよう包括的に洗い出しを行う必要**があります。その上で、項目として大まかで抽象性のあるものではなく、**実務に即して具体的なリスク項目を特定するための検証**を行うことが求められます。
- 例えば、**自ら提供している商品・サービスを特定する場合、「○×普通預金」、「××定期預金」、「△△ドル建普通預金」、「○○建定期預金」など、提供している商品・サービス1つ1つについて検証し、リスクを特定する必要**があります。
- 同様に、**顧客が利用する上で関係する全ての取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等についても、1つ1つを、前記と同様の水準で検証して、リスクを特定する必要**があります。
- なお、この検証作業に際しては、**国によるリスク評価の結果、外国当局や業界団体等が行う分析等**についても適切に勘案する必要があるほか、**自ら届出を行った疑わしい取引の分析**を含め、自ら直面するマネロン・テロ資金供与リスクの特性を考慮する必要があります。

リスクの特定：自らの営業地域の地理的特性・事業環境

【対応が求められる事項】②

包括的かつ具体的な検証に当たっては、**自らの営業地域の地理的特性や、事業環境**・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること

【Q】

包括的かつ具体的な検証に当たっては「**自らの営業地域の地理的特性**」や「**事業環境**」を考慮するとありますが、具体的に何が求められているのでしょうか。

【A】

- 「**自らの営業地域の地理的特性**」については、**当該地域の地理的な要素の特性**を意味しています。例えば、**自らの営業地域が、貿易が盛んな地域に所在するといった場合や、反社会的勢力による活発な活動が認められる場合、反社会的勢力の本拠が所在している場合に、当該地域の独自の特性を考慮する必要があると**考えます。
- 実際に地理的特性を考慮してリスクを検証する際には、例えば、**貿易が盛んな地域に自らの営業地域が存在している場合、貿易や水産物を取り扱うなどの取引先が多いと考えられますので、取扱商品や輸出・輸入先の把握を通じた経済制裁等への対応等、地域的特性から精緻に検証し、リスク項目を洗い出すことが必要になるものと考えます。**
- 「**事業環境**」については、**マネロン・テロ資金供与に関する規制の状況、競合他社のマネロン・テロ資金供与対策の動向等、自らの事業に関する要素を考慮する必要があると考えます。**
- 例えば、**競合他社が参入する場合（基本的には、自らの競合他社が参入する場合）には、新たな競合他社の参入により、競争の激化やサービスの変化、取引量の増減等によるマネロン・テロ資金供与の固有リスクが変化する可能性があります。したがって、例えば、新たな競合他社の参入により市場全体のマネロン・テロ資金供与に関するリスクが影響を受ける場合には、新たに検証すべきリスク項目がないかについて、年に1回程度予定されている定期的なリスク評価書の改訂を待つのではなく、可能な限り早い段階で洗い出す必要があると考えます。**
- なお、**顧客が海外との取引を行っている場合、その相手先の国・地域のマネロン・テロ資金供与リスクも踏まえた顧客リスク評価を行うことが求められています。**

リスクの特定:間接の取引

II-2(1)リスクの特定

【対応が求められる事項】③

取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・**間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること**(Q1)(Q2)

【Q1】

「取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては(中略)直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること」とありますが、**間接の取引とは、どのような場合**を指しているのでしょうか。

【A】

- **制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域と取引を行う場合**や、**顧客が行う商取引行為が制裁対象国等ハイリスク国・地域に関連している場合**のほか、例えば、**マネロン・テロ資金供与リスクが高いと評価される国・地域に向けた取引が、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと評価されていない国・地域を経由して行われる場合**等が考えられます。
- また、顧客の所在地が日本である場合においても、**当該顧客が、制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域において子会社・合併会社を設立している場合**には、**当該会社を通じて、経済制裁対象国へ資金が流出する可能性**もあります。
- こうしたマネロン・テロ資金供与リスクについて、金融機関等は、当該顧客のリスク評価の一要素として、**当該顧客の商流のみならず、当該顧客の子会社・合併会社の実態等や必要に応じてその取引相手の実態等を把握し、顧客がこれらの子会社等に牽制機能を有しているか**といった点を十分把握することが考えられます。
- 特に、**制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域に所在する子会社・合併会社については、取引相手や取引の商品も含め、これらの点に留意する必要があると考えますが、いかなる範囲の子会社・合併会社等について、いかなる方法により実態を把握するかは、各金融機関等において、リスクに応じて、個別具体的に判断していただくことが重要であると考えています。**
- 例えば、融資等の先はもちろんのこと、そうした先でなくとも、様々な情報等から、グローバルに業務を展開している可能性があると判断される企業については、状況に応じて、制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域に所在する子会社・合併会社の存在や、子会社・合併会社と制裁対象者等との取引の可能性を確認していくといったことが考えられます。

リスクの特定:取引先の貿易業者の取引先の相手国のマネロン・テロ資金供与リスク

Ⅱ-2(1)リスクの特定

【対応が求められる事項】③

取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること(Q1)(Q2)

【Q2】

例えば、**自社が貿易業者との取引を主な業務としている場合、当該貿易業者が取引先としている相手国のマネロン・テロ資金供与リスク**まで考慮する必要がありますか。

【A】

顧客リスク評価において、**顧客が海外での業務に関係する業務を行っている場合や海外で業務を行っている場合**については、**その顧客の業務に関係する国・地域のマネロン・テロ資金供与リスクを勘案する必要がある**と考えます。

リスクの特定：提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性

Ⅱ－2(1)リスクの特定

【対応が求められる事項】④

新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、**当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等(Q1)**のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること(Q2)

【Q1】

「**提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性**」を検証する際に留意すべき事項を教えてください。

【A】

金融機関等は、**自らの業務・サービス等がマネロン・テロ資金供与に利用されないよう、リスク評価に基づきリスクベースで管理態勢を整備する義務**を負います。こうした自らの提供する商品・サービスへの影響の視点から、リスクベースの管理の一貫として、**当該商品・サービスの提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等(以下「提携先等」といいます。)**のリスク管理態勢の有効性も含めて、**マネロン・テロ資金供与リスクを検証**することが求められます。

リスクの特定：提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性

Ⅱ－2(1)リスクの特定

【対応が求められる事項】④

新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、**当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等(Q1)のリスク管理態勢の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること(Q2)**

【Q2】

「当該商品・サービス等の提供前に(中略)マネロン・テロ資金供与リスクを検証すること」について、留意すべき事項を教えてください。

【A】

- **これまで取扱いがなかった商品・サービス等の提供を開始する場合**のほか、例えば、**国内外の事業を買収することや業務提携等により、新たな商品・サービスの取扱いが発生する場合**、直面するリスクが変化することから、営業部門と管理部門とが連携して、事前にマネロン・テロ資金供与リスクを分析・検証することが求められます。
- **これまで取扱いがなかった商品・サービス等の提供を開始する場合**として、例えば、他業態の事業者と提携して、取引時確認業務を当該他業態の事業者に依拠して新たな商品・サービスを提供する場合に、当該他の事業者のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の有効性を確認することが考えられます。また、その他にも、例えば、金融機関等が顧客に対して法人口座に紐づく入金専用の仮想口座(バーチャル口座)等を提供することを検討している場合に、仮想口座を利用する事業者等の利用目的やマネロン・テロ資金供与リスクを検証することが考えられます。
- 加えて、提携先等がどのようなマネロン・テロ資金供与リスクに直面し、その提携等している業務のリスクに対して、どのようなマネロン・テロ資金供与リスク管理を行っているかを把握し、リスクに応じて継続的にモニタリングすることが求められます。
- また、**新たな商品・サービス等の提供後に、当該商品・サービス等の内容の変更等により、事前に分析・検証したものと異なるリスクを検知した場合**には、リスクの見直しを行った上で、見直し後のリスクを低減させるための措置を講ずる必要があります。
- なお、提携先、連携先、委託先等については、例えば、これらの実質的支配者を含む必要な関係者を確認し、反社会的勢力でないか、あるいは制裁対象者でないかといった検証が必要になるものと考えます。
- さらに、当該提携先等と連携して提供する業務が特定業務(犯収法別表及び同法施行令第6条)に該当する場合には、特定業務に係る取引を行った場合の取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出を行う義務があり、加えて、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出の措置を的確に実施するための態勢整備を行う必要があります(犯収法第11条、同法施行規則第32条第1項各号参照)。

リスクの特定:リスクの包括的かつ具体的な検証

Ⅱ-2(1)リスクの特定

【対応が求められる事項】⑤

マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

【Q】

「マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと」とは、具体的に経営陣にどのような対応を求めているのでしょうか。

【A】

マネロン・テロ資金供与リスクの特定段階で、経営陣に求められている対応としては、①組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与リスクを特定するための枠組みの確保、②経営レベルでの各部門の利害調整、③円滑かつ実効的にマネロン・テロ資金供与リスクの特定を実施するための指導・支援を行うとともに、④それらを可能とする経営資源の配分に関する機関決定を主導的に実施することが必要であると考えます。

リスクの特定:リスクの把握の鍵となる主要な指標の特定

Ⅱ-2(1)リスクの特定

【対応が期待される事項】a.

自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、**リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定**し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること

【Q】

「**リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定**」とありますが、具体的な指標の例を教えてください。例えば、**外為送金の取引件数や非対面による取引件数、非居住者の取引件数、疑わしい取引の届出件数**等は該当しますか。

【A】

- リスクの特定・評価に係る主要な指標には、ご指摘の指標も含まれ得るところ、具体的にいかなる指標を用いて、定量的な分析を行うかについては、各金融機関等の事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえて、判断されることとなります。
- **報告徴求命令で年に1回報告していただいている計数**は継続的に報告する項目であるため、**これらの項目のいくつかの項目や他の指標**がリスクの把握の鍵となる主要な指標となるか、金融機関等ごとに判断していただくのが望ましいものと考えます。

リスクの評価: リスクの客観的根拠に基づく評価の実施・文書化

II-2 リスクの特定・評価・低減

(2) リスクの評価

【対応が求められる事項】①

リスク評価の全社の方針や**具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(1)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施(Q1)(Q2)すること**

【Q1】

「**具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施**」や「**リスク評価の結果を文書化**」について、留意すべき事項を教えてください。

【A】

- 「**具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施**」する場合については、**具体的かつ客観的な実際の取引分析や評価、顧客属性、疑わしい取引の届出の内容や傾向、自らの金融犯罪被害の状況や手口の分析等を踏まえた評価とすることなどが考えられます。**
- こうした評価をするに当たっては、例えば、**取引量(金額、取引件数等)・影響の発生率・影響度等の検証結果や、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえる必要があると考えます。**
- なお、「**影響の発生率**」とは、**有形無形の損失が発生する可能性の程度を示しています。**また、「**影響度**」は、**想定される有形無形の損失の金額等を指します。**「**有形無形の損失**」の例としては、**外国当局による制裁金や、コルレス関係解消、レピュテーションリスク等が含まれるものと考えます。**
- 以上のような要素をどのように考慮し、どのように評価を行うかなどについては、**各金融機関等において、事前に文書化しておく必要があると考えます。**
- NRA 等の国によるリスク評価や業界団体によるリスク評価、分析レポート、FATF によるリスク評価(注)といった評価手法を踏まえ、これらに含まれる業界、国におけるリスク認識とも整合性が取れるかといった点も考慮することが考えられます。**
- また、以上の分析を踏まえた**リスク評価の結果を文書化する**が必要があり、「**リスク評価の結果を文書化**」することとは、**このような文書化の作業を意味します。**「**リスク評価の結果を文書化する**」過程においては、**講じられているリスク低減措置(類型毎のリスク評価結果等に基づいた具体的な措置の詳細等)や、随時・定期的な有効性検証の実施内容及び評価等について記載することが求められます。**

(注) FATF が公表しているメソドロジー(Methodology)、勧告(Recommendations)、解釈ノート(Interpretive Notes)、セクターごとのガイダンス(Guidance)等

リスクの評価：リスク評価における営業部門との連携方法

Ⅱ－２ リスクの特定・評価・低減

(2) リスクの評価

【対応が求められる事項】①

リスク評価の全社の方針や**具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(1)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施(Q1)(Q2)**すること

【Q2】

リスク評価における営業部門との具体的な連携方法について、具体的な留意点があれば教えてください。

【A】

- リスク評価は、金融機関等が保有するマネロン・テロ資金供与リスクを正確に把握することであり、マネロン・テロ資金供与リスク管理の**主管部署である第2線のみで、実態に即さないリスクの評価を行うことは避けるべき**であると考えられます。具体的には、**第1線と第2線がリスクの評価の作業を行う段階で緊密に連携し、顧客や商品・サービスの実態を最も理解している営業部門が保有している顧客の取引先や顧客の商流等の情報、商品・サービス、取引形態等のリスクを顧客リスク評価に反映させるなど、営業部門がこれまでに築いてきた顧客との信頼関係を基礎として把握した情報を全てリスク評価の過程で反映することが必要**と考えます。
- **管理部門(第2線)は、営業部門(第1線)がリスク評価を実施するに当たって考慮すべき事情を明確に理解することができるよう、リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立する必要があります。**
- **また、管理部門(第2線)は、営業部門(第1線)の行ったリスク評価を踏まえつつ、疑わしい取引の分析結果等を勘案しながら、最終的なリスク評価を実施する必要があります。**

リスクの評価：疑わしい取引の届出の状況「等」

Ⅱ－２(２)リスクの評価

【対応が求められる事項】②

上記①の評価を行うに当たっては、**疑わしい取引の届出の状況等(Q1)**の分析等を考慮すること

【Q1】

「疑わしい取引の届出の状況等」の「等」について、具体的な内容を教えてください。

【A】

例えば、**自らの口座の不正利用状況や、捜査機関等からの外部照会の状況を分析するほか、特殊詐欺等の金融犯罪が発生している場合に、警察からの凍結要請、顧客の申告状況、顧客に関する報道等の公知情報等から、その手口や被害状況等を分析して、リスクの評価に活用することが考えられます。**

リスクの評価：疑わしい取引の届出の分析

【対応が求められる事項】③

疑わしい取引の届出の状況等の分析(Q2)に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること

【Q2】

疑わしい取引の届出はどのように分析することが求められるのでしょうか。また、届出件数が少数である場合における分析、検証は、どのように行うことが求められるのでしょうか。

【A】

- 疑わしい取引の届出の分析として、疑わしい取引の届出を実施した顧客の顧客リスク評価を見直すのみならず、届出をした疑わしい取引に関して、**商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性、届出理由、発覚経緯等**といった要素に着目し整理を行った上で、自らの行っている**リスクの特定、評価、低減措置、顧客リスク評価の見直しに活用**することが求められます。例えば、**取引モニタリングの敷居値を設定**する際に、疑わしい取引の届出状況を分析した結果を踏まえ、一定の顧客属性や取引パターンについては、そのリスク評価を見直し、敷居値を下げることでより通常より検知感度を上げることなどが考えられます。
- 疑わしい取引の届出がある場合には、当該届出を分析することで、金融機関等におけるリスク評価の精度の向上等に活用することを求めたものであり、たとえ届出件数が少数であっても、例えば、届出の理由等が他の取引等（当該顧客との取引や、他の顧客との同種取引も含まれますがこれに限りません。）にも妥当する可能性がある場合には、過去において類似事案が発生していないかを確認し、本来届け出るべきものを検証するなどして当該取引に係る疑わしさの調査や届出判断の手続きを見直すと共に検証の結果をリスク評価に反映し、より実効的な対応が出来るよう改善することなどが考えられます。
- また、国のリスク評価書であるNRA に記載されている業態別の疑わしい取引の届出件数や、疑わしい取引の参考事例等に照らして届出件数が少数である場合には、本来届出を行うべき取引が検知されない、又は検知されたものの提出に至っていない可能性があるため、このような場合には、疑わしい取引の届出を行うための態勢について、第3線が検証を行うこともあり得ます。

リスクの評価：定期的なリスク評価の見直し

Ⅱ－2(2)リスクの評価

【対応が求められる事項】⑤

定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと

【Q】

「**定期的**にリスク評価を見直す」とありますが、「定期的」の目安は1年に1度程度と考えて良いでしょうか。

【A】

- 定期的な見直しについては、**少なくとも1年に1回は見直しを検討**することが必要であるほか、**新たなリスクが生じたり、新たな規制が導入されたりするなど、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクが変化した場合等に、随時見直す**ことが考えられます。
- また、定期的に見直す場合には**その時期や期間、随時に見直す場合にはその見直しが必要となる状況等を、事前に検討して文書化**しておくことで、より実効性が確保されるものと考えます。
- なお、**顧客リスク評価についても、リスクに応じた頻度で定期的**にリスク評価を見直すとともに、**顧客のリスク評価に影響を及ぼすような事象が発生した場合には、直ちにリスク評価の見直しを行う必要がありますので、リスク評価に影響を及ぼす事象の検知方法、判断基準、手続等を事前に文書化し、第1線を含む関係部署に周知徹底**しておくことが必要と考えます。

リスクの評価：経営陣の関与

Ⅱ－2(2)リスクの評価

【対応が求められる事項】⑥

リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること

【Q】

「リスク評価の過程に経営陣が関与し」とありますが、具体的にどのような事項に対して、どこまで経営陣が関与すべきなのか、対応例等を教えてください。

【A】

- マネロン・テロ資金供与リスクの評価段階で、経営陣に求められている対応としては、①組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与リスクを評価するための枠組みの確保、②経営レベルでの各部門の利害調整、③円滑かつ実効的にマネロン・テロ資金供与リスクの評価を実施するための指導・支援を行うとともに、④それらを可能とする経営資源の配分に関する機関決定を主導的に実施するであると考えます。
- 対応例としては、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う役員が、評価手法の検討・実施について承認し、リスク評価のプロセスが適切に行われるよう態勢を整備した上で確認を行い、必要に応じて、遅滞なくこれらの評価手法やその実施態勢について改善を図り、経営陣が、リスク評価の過程で、担当部署から随時報告を受け、リスク評価の結果について議論の上承認を行い、最終的なリスク評価を確定させる対応が考えられます。

リスクの評価：リスク評価の結果の「見える化」

Ⅱ－2(2)リスクの評価

【対応が期待される事項】a.

自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し(リスク・マップ)、これを機動的に見直すこと

【Q】

全社的リスク評価の結果を「見える化」する意義は、どのようなところにあるのでしょうか。

【A】

本ガイドラインⅡ－2(2)【対応が期待される事項】a.は、**自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合において、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行う場合を想定しています。さらに、これら評価結果を総合して、全社的リスク評価の結果を文書化し、経営陣や業務執行部内にも分かりやすく「見える化」することにより、全社的な理解と取組みを促進**することが考えられます。

リスクの低減措置の意義

Ⅱ－2 リスクの特定・評価・低減

(3) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

【対応が求められる事項】①

自らが特定・評価したリスクを前提に、**個々の顧客・取引の内容等を調査し(Q1)**、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること

【Q1】

「**個々の顧客・取引の内容等を調査**」する場合において、留意すべき事項を教えてください。

【A】

- 「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法としては、様々なものが考えられます。例えば、**個々の顧客が利用する商品・サービスの内容や取引の状況を検証し、個々の顧客に対して、申告を求めたり、リスクに応じて信頼に足る証跡を求めたりするほか、個々の顧客に接触しなくとも、顧客に関する不芳情報(ネガティブ・ニュース)を取得したり、当該不芳情報が当該顧客のリスク評価に影響を与える場合、その背景・実態を追加調査したり、顧客の取引の内容について、過去の取引の態様、職業や取引目的等との整合性を確認したりする**などが考えられます。
- いずれにせよ、「個々の顧客・取引の内容等を調査」する方法については、対象となる顧客や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。

リスクの低減措置：顧客リスク評価の最新化

Ⅱ－2 リスクの特定・評価・低減

(3) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

【対応が求められる事項】①

自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、**この結果を当該リスクの評価結果と照らして(Q2)**、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること

【Q2】

「**個々の顧客・取引の内容等**」の調査「**結果を当該リスクの評価結果と照らして**」に関して、留意すべき事項を教えてください。

【A】

- まず、**自らが保有している顧客や取引の内容等の情報を**基に、**仮の顧客リスク評価を実施した上、さらに、最新の顧客や取引の内容等の情報を考慮**することにより、**顧客リスク評価を最新にすることが**必要です。
- 顧客リスク評価を適切に実施することにより、適切なリスク低減措置を判断・実施することができるものと考えています。

リスクの低減措置：実効的な低減措置

Ⅱ－2 リスクの特定・評価・低減

(3) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

【対応が求められる事項】①

自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、**講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること(Q3)**

【Q3】

「**講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること**」について、留意すべき事項やどのような対応が考えられるかを教えてください。

【A】

- 講ずべき実効的な低減措置については、**マネロン・テロ資金供与リスクの低減のみを目的とする措置の有効性のほか、他の目的のために従前より実施していた各種取組みの副次的な効果も踏まえ、総合的に判断・実施することが求められます。**
- 例えば、**預金口座開設時の取引時確認は、適切な本人確認手続を通じてなりすましを防ぐためのリスク低減措置として有効であるとともに、その際に、顧客リスク評価を実施すること、リスクに応じて追加的に行うヒアリング項目をあらかじめ定めておくこと、厳格な取引時確認の手続を文書化し周知徹底しておくことも取引開始時におけるリスク低減措置**と考えられます。**取引開始**後においても、顧客リスク評価に応じた頻度及び顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した際にリスク評価を見直すこと、**リスクに応じた取引モニタリングの敷居値を設定・変更することも有効なリスク低減措置**です。さらに、顧客に事情等を十分に確認した上で、例えば、**合理的な説明がなく居住地と勤務先のいずれからも遠方の支店に口座の開設を要請された場合、追加的な説明を求めるとともに、必要に応じて総合的に判断し、契約自由の原則に基づき、それを認めない、あるいは留保する**こともリスク低減措置の1つと考えられます。なお、リスク低減措置を検討する場合には、業務実態に即して、必要な対応を実施することが重要であると考えます。

リスクの低減措置：インターネットバンキング・輸出入代金等の代り金決済等

Ⅱ－２ リスクの特定・評価・低減

(3) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

【対応が求められる事項】①

自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、**講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること(Q4/Q5)**

【Q4】

インターネットバンキングについて、マネロン・テロ資金供与リスク評価、低減措置の観点から留意すべき事項を教えてください。

【A】

- インターネットバンキングについては、**乗っ取り、なりすましや取引時確認事項の偽りの可能性があることなど、非対面取引のリスクを踏まえた対応が必要**であり、例えば、**IP アドレスやブラウザ言語、時差設定等の情報、User Agentの組み合わせ情報(例えば、OS/ブラウザの組み合わせ情報)等の端末情報や画像解析度等を活用すること**により、不審・不自然なアクセスを検知するといった**対応**が考えられます。

【Q5】

輸出入代金等の代り金決済、総合振込や給与振込について、マネロン・テロ資金供与リスク評価、低減措置の観点から留意すべき事項を教えてください。

【A】

- 代り金決済や総合振込・給与振込は、予約記帳によって、取引実行日に自動的に振込や送金が行われることから、代り金決済において代り金が未着の場合や総合振込・給与振込において残高が不足する場合**における取引の実施等についての判断に当たっては、**与信面の分析のみならず、受付時において取引の内容に関するマネロン・テロ資金供与リスクも勘案しつつ判断することが必要**であると考えられます。
- 例えば、**当該顧客の取引担当者がなりすましを行っていないか、口座情報が詐取されていないかなどの観点から、確認を行うことが必要**であると考えられます。
- そのほか、**合理的な説明なく、今までの総合振込、給与振込先とは異なる複数の先に送金の申込みがある場合や、事業内容には関係のない海外の送金先が含まれている場合等**については、**リスクに応じた対応が必要**と考えます。

リスクの低減措置:リスクに応じた低減措置

Ⅱ-2(3)(i)リスク低減措置の意義

【対応が求められる事項】②

個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること

【Q】

「個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

- 事前に策定していたマネロン・テロ資金供与リスクに対する方針・手続・計画等において、リスクの高い顧客に対するリスクに応じた具体的な対応策、具体的な対応策を講ずるタイミング、実施権限者、実施プロセス、実施部署等を定め、当該方針・手続・計画等に従い、個々の顧客に対する顧客リスク評価やリスクに応じた取引モニタリング等のリスクに応じた適切なリスク低減措置を実施することを求めています。
- 例えば、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと認められる場合には、送金目的や送金原資について、通常のヒアリングによる判断に加えて、追加的な証拠を求めて判断するといったリスクに応じた厳格な低減措置をあらかじめ文書化しておくなどの対応が考えられます。

リスクの低減措置：NRA・本ガイドライン以外の情報

Ⅱ－2(3)(i)リスク低減措置の意義

【対応が求められる事項】③

本ガイドライン記載事項のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること

【Q】

「**本ガイドライン記載事項のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること**」とは、具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

より幅広い情報収集を実施することで、より効果的なリスク低減措置を講ずることが可能となります。そこで、各金融機関等は、**NRAや本ガイドラインのみならず、業界団体、内外の当局等から公表されるマネロン・テロ資金供与リスクに係る公表物等を確認し、その内容から、自らが直面するリスクに見合った低減措置に至る可能性がある情報等を収集し、自らに適したリスク低減措置を講ずることが求められていると考えます。**

顧客・取引のリスクを考慮する上での4つの要素(検証点)

商品・サービス	取引形態
顧客属性	国・地域

顧客・取引のリスクを考慮する上での4つの要素(検証点)

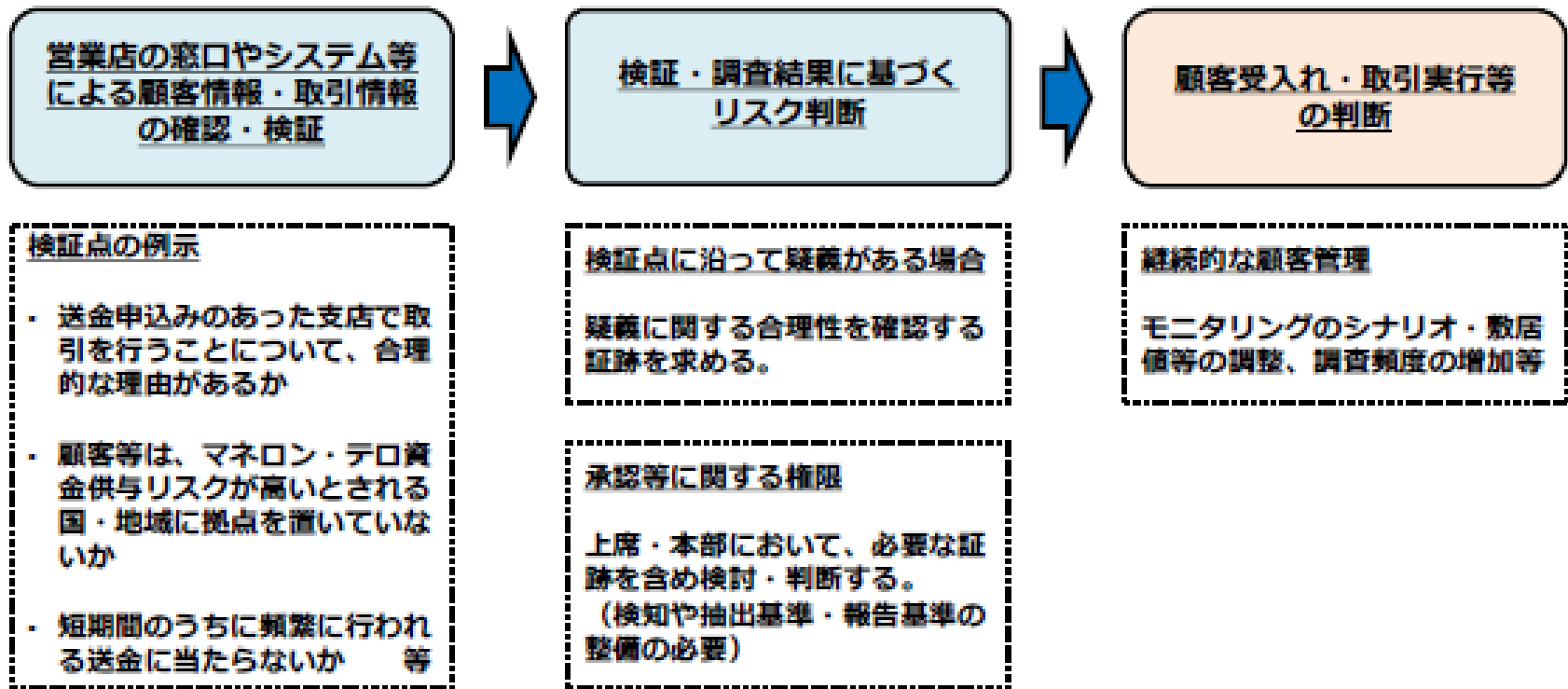
<p>商品・サービス</p> <ul style="list-style-type: none">• 預金口座開設• 外貨両替• 海外送金• 貸金庫• 保険・投信窓販• 融資	<p>取引形態</p> <ul style="list-style-type: none">• 遠隔地の支店の顧客• 多額の現金取引(現金入金後1週間後の口座取引)• 短期間での頻繁な取引• 住所と異なる連絡先への送付• 不自然な態様の取引
<p>顧客属性</p> <ul style="list-style-type: none">• 反社会的勢力の懸念• 設立・移転後間もない法人• 非営利法人(NPO等)• 法人の役員・実質的支配者に制裁対象者と同じ名前• <u>留学生・短期在留者</u>• 外国PEPs	<p>国・地域</p> <ul style="list-style-type: none">• イラン・北朝鮮• イラク、シリア、リビア、ナイジェリア、イエメン、アフガニスタン、パキスタン、ソマリア、レバノン(国際テロリスト)• 中国東北3省(遼寧・吉林・黒竜江省)• トルコ(テロ周辺国)

営業店の窓口担当者は顧客・取引について4つのリスクを総合的に考慮する必要がある。

顧客に対する聴き取り⇒信頼に足る証跡⇒上席・本部への報告・承認

- 営業店担当者に示された疑わしい取引や高リスク取引の検証点に照らして、疑義がある場合には、顧客にその疑義に関する事項を聴き取りする。
(例) 収入に見合わない多額の現金の振込みを営業店でしようとした場合に説明を求めたところ「相続」によるものであったと説明があった。
- 顧客の回答の合理性に疑義がある場合には、さらに、信頼に足る証跡を求める。
(例) 「相続」の根拠となる遺産分割協議書や遺言書を求める。
- 取引について営業店の上席者や本部に報告する。
 - ✓ 疑わしい取引の届出をするか判断を仰ぐ。
 - ✓ 取引を実行する場合には、本部の承認を仰ぐ。

金融機関等において必要な検証等のイメージ



リスクの低減:顧客管理(CDD):顧客受入方針①

Ⅱ-2(3)リスクの低減

(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】①

自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるよう、**顧客の受入れに関する方針(Q1、Q2)**を定めること

【Q1】

「顧客の受入れに関する方針」の策定が求められていますが、これは、「顧客の受入れに関する方針」と題するマニュアル等の策定を求めるものではなく、リスク評価に基づく顧客の受入れ方針について社内の何らかのマニュアル等に定めていれば良いという理解で良いでしょうか。

【A】

本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】①については、**「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではなく、当該金融機関等の顧客受入れ方針と手続を明確に定め、規程化し、特に第1線の職員に周知徹底していることを求める趣旨**です。

なお、各金融機関等における規程体系については、各金融機関等において判断すべきものと考えています。

【Q2】

「顧客の受入れに関する方針」には、**どのような内容**が盛り込まれる必要があるのでしょうか。

【A】

自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引及び顧客に求める対応について、明確に判断するに足る内容が記載されている必要があると考えます。そのほか、**謝絶や取引制限をする場合の適切な決裁権限等**といった内容が盛り込まれている必要があると考えます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):顧客受入方針②

Ⅱ-2(3)リスクの低減

(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】①

自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、**顧客の受入れに関する方針(Q3)**を定めること

【Q3】

いわゆる**一見顧客への「受入」における留意点**について教えてください。

【A】

いわゆる一見顧客への対応については、**①法令等の対応を適切に実施する、②リスクベースの対応を適切に実施する、③顧客説明を丁寧に実施する**という3点が重要と考えます。

①については、**犯収法等の法令等で求められている義務を確実に履行すること**が求められます。

②については、**商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証**して得られたリスク評価及びその低減措置を、**当該一見顧客の取引に適用し、事前に定められている低減措置を確実に実施する**ことが求められます。

①及び②に関しては、法令に従った取引時確認等を実施した上、氏名、生年月日、住所等を確認した結果、**反社会的勢力や制裁対象者に該当することが分かった場合**には、**契約自由の原則と社内規定、法令等に沿って、謝絶した上で、疑わしい取引の届出を行うなどの適切な対応**が求められます。また、**スクリーニングの結果、反社会的勢力や制裁対象者に該当する可能性がある場合**には、**上級管理職との協議を行い、取扱いの可否を判断し、疑わしい取引の届出を行うと共に、他拠点で同一顧客が一見取引を行った際にチェックできるような態勢を構築**することが想定されます。

加えて、例えば、一見顧客がA支店で取引を行おうとした結果、**反社会的勢力等、取引不可先であることが判明した場合には、当該一見顧客がB支店等他の支店等において取引を実施しようとした場合においては、当該他の支店等においても取引を適切に謝絶できるといった態勢を構築すること**が求められます。そして、③については、一見顧客は、これまで取引等がないことから、情報等も少なく、①及び②の手續に時間を要することが想定されますので、**各種手續の内容や手續に要する時間等を顧客に対して丁寧に説明し、当該顧客に納得してもらうことも重要**であると考えます。

なお、**丁寧に説明をしても納得が得られないなど協力が得られない場合、又は合理的な理由なく申告された取引目的とは異なるような高額取引や把握された属性から外れるような取引が認められた場合には、内部規程に従って、上級管理職の判断を求める**ことも必要であると考えます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):顧客受入方針の策定にあたり勘案すべき事項

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】②

前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその**実質的支配者(Q1)**の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する**様々な情報を勘案すること(Q2)**

【Q1】

実質的支配者の定義は、**犯収法における実質的支配者と同様**という理解で良いでしょうか。

【A】

そのような理解で差し支えありませんが、その確認方法については、顧客リスク評価の結果を踏まえ、申告に加えて、実質的支配者に該当する証拠を求めるなど、最低基準である法令対応事項を超えた対応を実施することを妨げるものではないと考えます。

【Q2】

「顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、**顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容**のほか、例えば、**経歴、資産・収入の状況や資金源、(中略)顧客に関する様々な情報を勘案すること**」とありますが、実質的支配者の職業・事業内容を含め、これらはいくまで例示であり、これらの例示を踏まえて、各金融機関等は、規模・業容等に応じた顧客の受入れに関する方針を策定するという理解で良いでしょうか。

【A】

本ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】②に掲げた各項目の記載は**いずれも例示**であり、あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありません。

いずれにせよ、顧客及び実質的支配者について、何を、いかなる方法で確認・勘案等すべきかについては、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、顧客リスク評価に基づき、**リスクが高い場合についてはより深く、証拠を求めて確認を行う**など、リスクに応じた対応を図るべきと考えられます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):信頼に足る証跡①

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】③

顧客及び**その実質的支配者(Q1)**の本人特定事項を含む**本人確認事項(Q2)**、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと

【Q1】

顧客の**「実質的支配者」の「本人確認事項」の「調査」**に関して留意すべき事項を教えてください。

【A】

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)柱書にも記載しているとおり、金融機関等が顧客と取引を行うに当たっては、**実質的支配者が誰かということをはじめとする基本的な情報を調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠です。**

そのため、**取引開始時**のみならず、**継続的顧客管理の中**でも、**リスクに応じて適切に顧客の実質的支配者の本人確認事項を確認することが求められます。**

【Q2】

調査に当たり信頼に足る証跡を求めている**「本人確認事項」**は、犯収法上の「本人特定事項」と同義でしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける「本人確認事項」については、**犯収法上の「本人特定事項」**のほか、例えば、**顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得るより広い概念**です。あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありませんが、**リスクに応じてどの項目を確認・勘案等するのかについては、事前に検討して文書化**しておくことで、実効性を確保することが考えられます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):信頼に足る証跡②

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】③

顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、**信頼に足る証跡(Q3)**を求めてこれを行うこと(Q4)

【Q3】

「信頼に足る証跡」とは、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。例えば、本人確認事項の調査において、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類が該当するとの理解で良いでしょうか。

【A】

- 「信頼に足る証跡」は**申告の真正性を裏付ける公的な資料又はこれに準じる資料**を意味しています。
- 本人確認事項の調査に当たっては、**犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類のほか、経歴や資産・収入等を証明するための書類等**が考えられますが、調査する事項に応じ、その他の書類等についても活用することが考えられます。例えば、**株主名簿、有価証券報告書、法人税確定申告書の別表等を徴求する場合や公証人の定款認証における実質的支配者となるべき者の申告制度(注)を活用する場合等**も考えられます。具体例としては、**生命保険金の支払時において、受取人が団体である場合には、株主名簿や有価証券報告書等の証跡を取得するなどにより、その実質的支配者の調査を実施することが考えられます。**
- また、**取引目的の調査**に当たっては、例えば、**取引目的が商取引であれば、取引先との取引履歴や、同取引に関する契約書等を徴求することが考えられます。**
- なお、犯収法令上定められた項目については、**犯収法令上定められた方法、書類に従い確認**を行った上で、リスクに応じて、**追加的に証跡を取得することについて判断**することとなります。
- (注)法人設立時の定款認証において、公証人に実質的支配者となるべき者を申告させる制度のこと(2018年11月30日に改正公証人法施行規則の施行により開始)。

リスクの低減:顧客管理(CDD):信頼に足る証跡③

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】③

顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、**信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと(Q4)**

【Q4】

顧客及びその実質的支配者の本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、「信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」とありますが、法令上求められていない場合であっても、顧客の申告にとどまらず、一律に証跡を求めることが必要という趣旨でしょうか。

【A】

- 顧客及びその実質的支配者の本人確認事項、取引目的等の調査において、「信頼に足る証跡」を求めているのは、**顧客の申告の真正性等にも留意しながら必要な証跡を求める趣旨**です。したがって、あらゆる確認事項について一律に書類等の証跡を求めるものではなく、**リスクに応じて、顧客の申告内容の真正性を基礎付ける証跡を求めることが必要となるもの**と考えます。
- ただし、このような対応を場当たりに実施するのではなく、**事前に基準や方針等を文書化しておくことで、実効性を確保**することも必要と考えます。
- また、**犯収法令上定められた項目**については、**犯収法令上定められた方法、書類に従い確認を行った上で、リスクに応じて、追加的に証跡を取得することについて判断**することとなります。

リスクの低減:顧客管理(CDD):制裁リスト等

【対応が求められる事項】④

顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、**国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること**

【Q1】

「**国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること**」について、留意すべき事項を教えてください。

【A】

- 国内外の制裁に係る法規制等の遵守については、例えば、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」といいます。）決議等で指定される経済制裁対象者については、外国為替及び外国貿易法第16条及び第21条等に基づき、**同決議等を踏まえた外務省告示が発出された場合に、直ちに該当する経済制裁対象者との取引がないことを確認し、取引がある場合には資産凍結等の措置を講ずるもの**とされています。さらに、国際的な基準等（注）を踏まえると、外務省告示の発出前においても、**国連安保理決議で経済制裁対象者が追加されたり、同対象者の情報が変更されたりした場合には、遅滞なく自らの制裁リストを更新して顧客等の氏名等と照合するとともに、制裁リストに該当する顧客等が認められる場合には、より厳格な顧客管理を行い、同名異人か本人かを見極めるなどの適切かつ慎重な対応が必要と**考えています。
- したがって、このような対応を確実に実施するために**必要なデータベースやシステム等の整備、人材の確保、資金の手当て**を、直面しているリスクに応じて実施していただくことが重要であると考えています。
- なお、昨今、データ復旧等に身代金を要求するランサムウェアの感染被害が報告されています。海外ではランサムウェアの身代金がテロ資金等に悪用される可能性もあると指摘されており、米国においては、金融機関等に向けて、**ランサムウェアの身代金の支払いへの関与には制裁リスクがある**という点について注意喚起の勧告も出されました。サイバー空間には国境がないことから、このような身代金の支払いに金融機関等が利用されてはならず、顧客の送金について、この種のテロ資金供与リスクがあることも留意する必要があります。

（注）FATF においては、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散に関する金融制裁として、国連安保理により制裁対象として指定された個人・団体が保有する資金・資産を遅滞なく凍結することを求めています。

リスクの低減:顧客管理(CDD):信頼性の高いデータベース・システムの導入

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑤

信頼性の高いデータベースやシステムを導入する(Q1)など、金融機関等の規模や特性等に応じた合理的な方法により、**リスクが高い顧客(Q2)**を的確に検知する枠組みを構築すること

【Q1】

「**信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど**」とありますが、ベンダーが一般的に提供しているPEPsリストのデータベースやAMLシステムの導入等を念頭に置いているとの理解で良いでしょうか。

【A】

ご指摘いただいた外部機関等が提供している信頼に足るPEPsリストも含む、国連安保理指定の制裁対象者・国・団体、取引に関係する国・地域の制裁対象者や我が国の反社会的勢力を含むデータベース、マネロン・テロ資金供与対策に係るシステムも一例として考えられます。その際は、遅滞なくデータの更新が行われることに加え、取引フィルタリングシステムのリストやあいまい検索機能や取引モニタリングシステムのシナリオ・敷居値等をリスクに応じた適切なものとする必要があると考えられます。

【Q2】

「**リスクが高い顧客**を的確に検知する枠組みを構築すること」とありますが、「**リスクが高い顧客**」には、外国PEPsは含まれますか。

【A】

一般的に、**外国PEPsは、汚職等を敢行する潜在的なおそれがあることから、高リスク顧客の中に含まれて管理されているもの**と考えられます。そこで、金融機関等は、適切に外国PEPsを検知できる枠組みの整備が必要となりますが、具体的な高リスク顧客の範囲や検知の方法等については、各金融機関等において、その業務特性等に応じて、個別具体的に決定し、必要に応じて適切に対応することが必要と考えられます。

なお、外国PEPsについては、その地位や職務等を勘案して、リスク評価を行う必要があり、離職している場合には、年数にかかわらず離職後の経過期間も考慮することが、よりきめ細かい継続的顧客管理の実施に資することになります。

リスクの低減:顧客管理(CDD):全ての顧客についての顧客リスク評価①

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑥

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(II-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客について顧客リスク評価を行う(Q1~6)**とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること(Q6)(Q7)(Q8)

【Q1】

「**全ての顧客について顧客リスク評価を行う**」とは、取引開始時点で当該顧客のリスク評価を行うことも求められているのでしょうか。

【A】

- 取引開始時点においても、単に**取引の可否や本部協議の可否を判断**するだけでなく、**継続的顧客管理のために必要な顧客リスク評価を行うこと**が求められます。

【Q2】

「**全ての顧客について顧客リスク評価を行う**」手法は、どのようなものがあるのでしょうか。

【A】

- 顧客リスク評価とは、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえて実施する**全ての顧客に対するリスク評価**を意味しています。
- 本ガイドラインは、金融機関等に対し、**全ての顧客の顧客リスク評価を行うこと**を求めています。その手法については、金融機関等の規模・特性や業務実態等を踏まえて様々な方法があり得ます。例えば、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する「**顧客類型ごと**」にリスク評価を行うことや、「**顧客類型ごと**」ではなく、個別の「**顧客ごと**」にリスクを評価することが考えられます。
- なお、令和3年2月19日改正前のガイドラインにおいては、**【対応が求められる事項】**の例示として「**顧客類型ごと**」の方法、また、**【対応が期待される事項】**の例示として「**顧客ごと**」の方法を例示していましたが、今回の改正(令和3年2月19日改正)において、これらの例示を削除しており、**顧客リスク評価の実施を求めることを【対応が求められる事項】として整理**しています。

リスクの低減:顧客管理(CDD):全ての顧客についての顧客リスク評価②

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑥

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(II-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客について顧客リスク評価を行う(Q1~6)**とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること(Q6)(Q7)(Q8)

【Q3】

「**全ての顧客について顧客リスク評価を行う**」とありますが、例えば、**長期不稼働口座については、その他の属性の如何にかかわらず、また、改めて属性を確認することなく、低リスクと見做した上で通常の顧客管理とは異なる取扱いを行い、口座が稼働し始めた時点で高リスク先と評価した上で厳格な顧客管理を実施することとし、その一環として顧客情報の更新を実施することで問題ないでしょうか。**

【A】

- 本ガイドラインは、全ての顧客について、金融機関等によるマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価の結果を総合して、顧客リスク評価をすることを求めるものですが、具体的な対応策については、その取引や顧客の状況に応じて、個別具体的に判断する必要があります。
- 例えば、**長期不稼働口座を保有する顧客について、長期にわたって取引がなされていない点に着目してそのリスクを評価した場合、口座残高に異動がない場合は低リスクと評価されますが、急に取引が開始された場合や新たに小口の資金移動が発生した場合には、システム等によって速やかに検知し、その理由を確認する必要があると考えます。その前提として、長期不稼働口座が稼働した場合には、その金額の多寡を問わず検知できる体制を設けることが必要と考えます。**
- また、このような不稼働口座が動き出した場合には、**口座の譲渡・貸与等が行われた可能性もあり、この点を考慮してまずは顧客リスク評価を実施し、直ちに厳格な顧客管理(EDD)を行う必要があるか否かを検討する仕組みを構築することが考えられます。**

リスクの低減:顧客管理(CDD):全ての顧客についての顧客リスク評価③

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑥

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(Ⅱ-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客について顧客リスク評価を行う(Q1~6)**とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること(Q6)(Q7)(Q8)

【Q4】

地域や職域、事業体等で構成された会員・組合員の相互扶助を目的とした小規模の協同組織金融機関では、**顧客がある意味限定**され、かつ、**対面による緊密な取引**が行われ、**相当程度顧客情報は把握**できています。その場合に、顧客管理の方法としては、全ての顧客について、例えば、**組合員とそれ以外、あるいは、法人と個人、生活口座として利用する顧客とそれ以外、といったような形で類型仕分け**を行い、**その類型ごとにリスク評価**し、それに応じた対応を行うことは許容されると考えて良いのでしょうか。

【A】

金融機関等の規模・特性や業務実態等に照らしたリスク評価を踏まえ、**リスクが限定される**といえる場合には、**組合員と非組合員、法人と個人、生活口座として利用する顧客とそれ以外の目的で口座を利用する顧客**といった観点で類型化し顧客リスク評価を行うことが可能である場合も考えられます。例えば、金融機関等の業務内容からしてリスクが低い特性を有し、**顧客が会員・組合員に限定されて**いて、**担当者が各顧客の実態について適切に把握できるのであれば、「顧客の類型」に依拠した顧客リスク評価も妥当**であると考えられます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):全ての顧客についての顧客リスク評価④

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑥

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(Ⅱ-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客について顧客リスク評価を行う(Q1~6)**とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること(Q6)(Q7)(Q8)

【Q5】

「比較的リスクの高い顧客群」「低リスクと思われる顧客群」という区分の仕方からスタートし、数年かけて顧客情報を収集・累積・分析した上で、「リスク高」「リスク中」「リスク低」のように評価を詳細化して、継続的管理を高度化させていく進め方でも問題ないでしょうか。

【A】

顧客リスク評価については、まずは各金融機関等が保有する顧客情報に基づいてリスク評価を行い、当該評価結果に応じた継続的な顧客管理を実施していく過程で顧客情報を更新していくという手法が考えられます。このような過程において、**当初は高リスク類型・低リスク類型といった2段階で顧客リスク評価を行い、より詳細な評価へと高度化させていくという手法が適切な場合も考えられます**が、いずれにしても、具体的な対応策については、金融機関等の規模・特性に応じて個別具体的に判断されることとなります。しかしながら、**数年かけて顧客情報を収集・累積・分析していく場合には、計画を策定の上、当該計画に基づく進捗管理を行うべきと**考えられます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):全ての顧客についての顧客リスク評価④

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑥

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(Ⅱ-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客について顧客リスク評価を行う(Q1~6)**とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること(Q6)(Q7)(Q8)

【Q6】

リスク評価を行う顧客類型について、どのような類型があるのでしょうか。また、**リスクの高い顧客類型**はどのような類型があるのでしょうか。

【A】

- 各金融機関等によるリスク評価の際に行う顧客類型ごとの分析方法は、金融機関等の業務全体から見たリスク状況によって異なりますが、例えば、顧客属性に着目したものとしては、**反社会的勢力や制裁対象者については原則取引不可先とした上で、過去に疑わしい取引の届出対象となった顧客や不正に口座を利用している疑いのある顧客のほか、不芳情報を把握した顧客等については高リスク先として管理することが考えられます。**
- このほか、例えば、取引内容や状況により分類する方法としては、**高リスクと評価した商品・サービスを利用している顧客を一つの類型として、高リスク先として管理することも考えられます。また、休眠口座、長期不稼働口座については(これらの口座が稼働するまでは)低リスク先と評価する一方、本人確認法施行以前に開設された既存顧客の口座や、個人の顧客名義であるものの法人により利用されている口座、不正に利用されている口座等の類型については、高リスク先と評価した上で、あらかじめ明確化された方針にしたがって顧客情報の調査を実施することが考えられます。**
- なお、**国や地方公共団体については、一律で低リスクとすることも可能**と考えます。ただし、国・地方公共団体が運営する団体等については、設立経緯、その取引内容、国・地方公共団体との親密度や業務内容を勘案した上で、低リスクとすることも可能と考えます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):全ての顧客についての顧客リスク評価④

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑥

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(II-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客について顧客リスク評価を行う(Q1~6)**とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること(Q6)(Q7)(Q8)

【Q7】

顧客として**在留外国人**を受け入れている場合について、留意すべき点を教えてください。

【A】

在留期限の定めのある在留外国人についても、リスクベースで、顧客リスクに応じて顧客管理を実施していただく必要があるものと考えます。

そして、在留外国人の場合を含め、将来口座の取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要があります。例えば、**外国人顧客について在留期間の定めのある場合、リスク低減措置として、在留期間を確認の上、顧客管理システム等により管理し、在留期間満了間近の顧客については、在留期間の確認を改めて行った上、延長が確認された場合には再度顧客管理システムへの登録を行う一方、延長が確認できないなどリスクが高まると判断した場合には、必要に応じて帰国前に口座解約を促し、又は取引制限を実施するなどのリスク低減措置を講ずることが考えられます。**

なお、特別永住者や永住者については、このような在留期間に基づくリスク自体はないものと考えられますが、他の顧客と同様に顧客リスク評価は必要になります。

【Q8】

国内PEPsの顧客管理についてはどのように考えれば良いでしょうか。

【A】

国内PEPsについても、口座開設時、継続的顧客管理等の過程において得た情報等に基づき、他の顧客と同様に顧客リスク評価を行い、リスクに応じた対応を行うことが重要と考えます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):高リスク顧客①

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑦

マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客(Q1)については、以下を含む**リスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)**を実施すること(Q2)

イ. 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること

ロ. 当該顧客との取引の実施等につき、**上級管理職(Q3)**の承認を得ること

ハ. リスクに応じて、**当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図る(Q4)**こと

ニ. 当該顧客と**属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討(Q5)**すること

【Q1】

「マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客」とは、犯収法第4条第2項前段に規定する厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等(以下本質問において「高リスク取引」といいます。)を行う顧客を指すのでしょうか。あるいは、それに加えて、又は別途に「高リスク取引」を行わない高リスク顧客を指すのでしょうか。

【A】

- 本ガイドラインⅡ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑦に定める「**マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客**」とは、金融機関等において策定した**顧客の受入れに関する方針等に基づき、必要な情報を確認・調査した結果、受入段階においてマネロン・テロ資金供与に係るリスクが高いと判断された顧客**のほか、**受入後、継続的な顧客管理措置の中で、リスク評価を見直した際に、あらかじめ定められた方法で高リスクと判断された顧客**を意味します。なお、**犯収法上の高リスク取引を行う顧客について、法定の各項目を確認することは、法令対応として、最低限対応が必要な措置**であると考えます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):高リスク顧客②

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑦

マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客(Q1)については、以下を含む**リスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)を実施すること(Q2)**

- イ. 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること
 - ロ. 当該顧客との取引の実施等につき、**上級管理職(Q3)**の承認を得ること
 - ハ. リスクに応じて、**当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図る(Q4)**こと
- ニ. 当該顧客と**属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討(Q5)**すること

【Q2】

リスクの評価によっては、金融機関等の特定取引(犯収法施行令第7条。顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引(同法施行規則第5条)を含みます。)の際に実施する取引時確認、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引(同法施行令第12条)の際に実施する取引時確認以上のことが求められるケースもあるのでしょうか。

【A】

リスクベース・アプローチによる顧客管理においては、**犯収法等の法令に定める取引時確認は、最低限の対応**ですので、それに加えて、**何らかの追加的措置を講ずることは必然的にあり得る**ものと考えます。いずれにせよ、各金融機関等には、その規模や特性等に応じて、本ガイドラインの趣旨に沿った適切な対応が求められています。

リスクの低減:顧客管理(CDD):高リスク顧客③

Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑦

マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客(Q1)については、以下を含む**リスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)を実施すること(Q2)**

イ. 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること

ロ. 当該顧客との取引の実施等につき、**上級管理職(Q3)**の承認を得ること

ハ. リスクに応じて、**当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図る(Q4)**こと

ニ. 当該顧客と**属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討(Q5)**すること

【Q3】

「上級管理職」とはどのようなポジションを想定しているのでしょうか。犯収法第11条第3号が定める統括管理者と同義なのでしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける「上級管理職」には、**例えば、マネロン・テロ資金供与対策に従事する部門の長等が含まれ得る**と考えていますが、各金融機関等の規模や組織構造等に応じて、個別具体的に判断する必要があります。なお、**犯収法第11条第3号が定める「統括管理者」とは必ずしも同義ではありません。**

【Q4】

「当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図る」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

全顧客に対して実施されている顧客リスク評価の結果を踏まえ、**高リスク顧客に対しては、取引モニタリングの敷居値を厳格にする、高リスク顧客向けのシナリオを適用する**など、個別的な対応を実施することが考えられます。対して、**低リスク顧客については、敷居値やシナリオの適用を簡素化**するということが考えられます。

このほか、定期的な顧客情報の更新において収集する情報の内容、種類及び粒度等を変更するなどの対応が考えられます。

リスクの低減:顧客管理(CDD):高リスク顧客④

II-2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

【対応が求められる事項】⑦

マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客(Q1)については、以下を含む**リスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)を実施すること(Q2)**

- イ. 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること
 - ロ. 当該顧客との取引の実施等につき、**上級管理職(Q3)**の承認を得ること
 - ハ. リスクに応じて、**当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図る(Q4)**こと
- ニ. 当該顧客と**属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討(Q5)**すること

【Q5】

「属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること」とは、具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

顧客リスク評価の結果、高リスク先と判断された顧客について、**商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等について内容を確認した後、他の顧客について、高リスク先と判断された顧客と類似又は共通する項目等がないかを確認し、当該他の顧客についても、顧客リスク評価を見直す必要性について検討**することが考えられます。